

6. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	平成 20 年度 第 1 四半期会計期間末	平成 19 年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	4,796,732	4,362,436
基金等	502,983	501,945
価格変動準備金	211,561	212,310
危険準備金	724,584	716,995
一般貸倒引当金	2,358	2,072
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	1,997,616	1,595,237
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	435,039	434,838
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	704,339	680,029
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
控除項目	—	—
その他	118,248	119,007
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	717,511	663,907
保険リスク相当額 R ₁	134,300	136,132
予定利率リスク相当額 R ₂	87,453	89,800
資産運用リスク相当額 R ₃	580,818	523,021
経営管理リスク相当額 R ₄	17,262	16,201
最低保証リスク相当額 R ₇	6,040	6,003
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	54,517	55,121
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,337.0%	1,314.1%

- (注) 1. 平成19年度末については、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。平成20年度第1四半期会計期間末については、これらの規定に準じて当社が合理的と判断する方法で算出しています。
2. 「基金等」は、貸借対照表の「純資産の部合計」から、社外流出予定額および評価・換算差額等合計を除いた金額を記載しています。
3. 「控除項目」は、平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に規定する他の保険会社または保険業法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる子会社等の資本調達手段について、意図的な保有相当額があればこれを記載しますが、当社では該当項目はありません。
4. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。